

ニーサ (NISA) と イデコ (iDeCo) について

講師 税理士法人未来

税理士 徳永 浩士

目次

- なぜ老後資金の準備が必要なのか
(話題になった2,000万円問題とは)
- 資産形成に活用できる制度
ニーサ(NISA)の仕組みとメリット
イデコ(iDeCo)の仕組みとメリット
- まとめ
ニーサとイデコの違い

なぜ老後資金の準備が必要なのか (話題になった2,000万円問題とは)

- ・金融審議会 市場ワーキング・グループ報告書
「高齢社会における資産形成・管理」より
令和元年6月3日 作成分参照

こちらに記載されている内容のうち

「収入と支出の差である不足額約5万円が毎月発生する場合
には、20年で約1,300万円、30年で約2,000万円の取崩しが必要になる。」の一文が2,000万円問題として話題になりました。

なぜ老後資金の準備が必要なのか (話題になった2,000万円問題とは)

2,000万円問題の前提

- 夫65歳・妻60歳の無職夫婦
- ①年金収入: 約20.9万円／月
- ②支出: 約26.3万円／月
- ③毎月の赤字: 約5.5万円 (①-②=約5.5万)
- 30年間続くと: 約2000万円不足 (③×30年間=約2,000万)

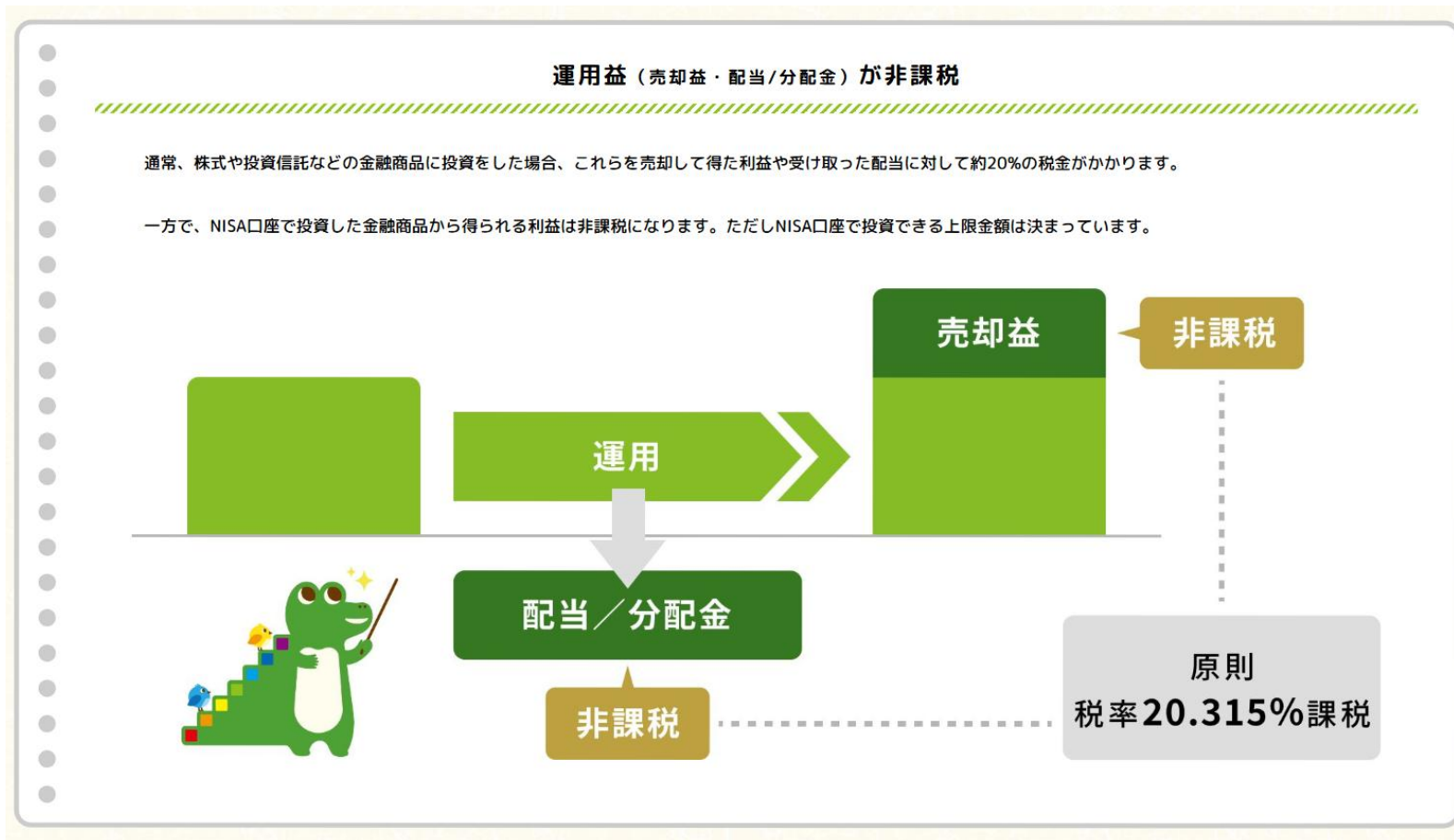
この30年間とは夫65歳が95歳まで生活している前提である点や
単身世帯ではない点等考慮する点がいくつかあります。

なぜ老後資金の準備が必要なのか (話題になった2,000万円問題とは)

老後資金の把握のポイント(以下をベースに考慮)

- (1) 現在の収入を把握する
- (2) 月の支出を把握する(持ち家か賃貸か、食費等の生活費・介護費)
- (3) 年金見込み額を「ねんきんネット」で確認
- (4) 老後の月不足額を計算(月支出 - 年金見込み)
- (5) 寿命(95歳) - 退職年齢 で必要年数を算出
→ 30年なら × 360ヶ月
- (6) 退職金の有無
- (7) 単身世帯か複数人世帯か 等ご自身の現状に応じて考慮

資産形成に活用できる制度 ニーサ（NISA）の仕組みとメリット



NISAを知る: NISA特設ウェブサイト: 金融庁 参照

資産形成に活用できる制度 ニーサ（NISA）の仕組みとメリット

より使いやすいNISAへ

NISAは、2014年1月の制度開始以降、2016年4月にはジュニアNISA（未成年者少額投資非課税制度）、2018年1月にはつみたてNISAがスタートし、2024年1月から新制度が開始しました。

・ 2014年 2016年 2018年 2024年 ・
一般NISA開始 ジュニアNISA開始 つみたてNISA開始 新制度開始

NISAを知る：NISA特設ウェブサイト：金融庁 参照

資産形成に活用できる制度 ニーサ（NISA）の仕組みとメリット

NISAのポイント		
NISA制度の詳細について見ていきましょう。		
	つみたて投資枠	併用可 成長投資枠
非課税保有期間	無制限	無制限
制度 (口座開設期間)	恒久化	恒久化
年間投資枠	120万円	240万円
非課税保有限度額 (総枠)	1,800万円	
		1,200万円(内数)
投資対象商品	長期の積立・分散投資に適した 一定の投資信託 (金融庁の基準を満たした投資信託に限定)	上場株式・ 投資信託等 ※
対象年齢	18歳以上	18歳以上

※ ①整理・監理銘柄 ②信託期間20年未満、毎月分配型の投資信託およびデリバティブ取引を用いた一定の投資信託等を除外
(注) 2023年末までに、つみたてNISAおよび一般NISAの口座において投資した商品は、2024年1月以降はNISAの外枠で管理され、2023年までのNISA制度における非課税措置が適用されます

NISAを知る:NISA特設ウェブサイト:金融庁 参照

資産形成に活用できる制度 ニーサ（NISA）の仕組みとメリット

◆ NISA対象商品の拡充を含む制度の充実

【現状及び問題点】

- NISAの抜本的拡充・恒久化等に伴い、若年層を含め、幅広い世代や所得階層にわたってNISAの利用が広がっている。
- NISAの普及をさらに進め、これから資産形成を始めようとする若年層や高齢層などを含め、あらゆる世代の長期・安定的な資産形成を支援するためには、対象商品の拡充を含め、NISAの一層の充実を図る必要。

◎ つみたて投資枠の対象年齢見直し 若い層

【大綱の概要】

- 次世代の資産形成を促進し、長期・安定的な投資を通じて、大学進学等、成人後のライフイベントに伴う必要資金を備えられるよう、つみたて投資枠の年齢要件を撤廃し、0～17歳の間の年間投資枠及び非課税保有限度額を設定する。
- 12歳以降において、子の同意を得た場合にのみ、親権者等による払出しを可能とする。

(令和9年～)

	つみたて投資枠		成長投資枠
対象年齢	0～17歳	18歳以上	18歳以上
年間投資枠	60万円	120万円	240万円
非課税保有限度額	600万円	1,800万円	
投資対象商品	長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託	自動的に移行 長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託	1,200万円(内数) 上場株式・投資信託等
運用管理	一定の要件※の下、12歳以降は払出しが可	制限なし	制限なし

※ 資金の使途が子のためのものであり、子が払出しに同意したことを示す書面とともに、親権者等(口座管理者)が申出書を金融機関に提出する。

資産形成に活用できる制度 ニーサ（NISA）の仕組みとメリット

NISAのポイント

- | | |
|-------------------------------|---|
| ✓ 非課税保有期間が無期限！ | ✓ |
| ✓ 制度（口座開設期間）が恒久化！ | ✓ |
| ✓ つみたて投資枠と成長投資枠の併用が可能！ | ✓ |
| ✓ 年間投資枠が拡大！（最大で年間360万円に） | ✓ |
| ✓ 非課税保有限度額（総枠）が新設！（最大1,800万円） | ✓ |
| ✓ 非課税保有限度額（総枠）の再利用が可能！ | ✓ |

NISAを知る：NISA特設ウェブサイト：金融庁 参照

資産形成に活用できる制度 イデコ(iDeCo)の仕組みとメリット

iDeCo とは？

iDeCo とは、自分で決めた額（掛金）を積み立てて運用し、60 歳以降に受け取る年金デコ。公的年金にプラスできる「もうひとつの年金」で、大きな税制優遇が特徴デコ。



iDeCo普及推進キャラクター
「イデコちゃん」

資産形成に活用できる制度 イデコ(iDeCo)の仕組みとメリット



資産形成に活用できる制度 イデコ(iDeCo)の仕組みとメリット

1. iDeCo（個人型確定拠出年金）とは

iDeCoとは、公的年金（国民年金・厚生年金）とは別に給付を受けられる私的年金制度の一つです。

公的年金と異なり、加入は任意で、加入の申込、掛金の拠出、掛金の運用の全てをご自身で行い、掛金とその運用益との合計額をもとに給付を受け取ることができます。

公的年金と組み合わせることで、より豊かな老後生活を送るための一助となります。

iDeCoの実施主体である国民年金基金連合会は、[\[外部リンク\] iDeCo公式サイト](#)を運営しています。
iDeCoの制度やその手続等について分かりやすく知っていただくために開設されたサイトです。

資産形成に活用できる制度 イデコ(iDeCo)の仕組みとメリット

2. 加入方法

iDeCoに加入する際は、iDeCoを取り扱っている運営管理機関（金融機関等）で加入手続きをします。
運営管理機関ごとに運用商品や手数料が異なります。

詳細は運営管理機関のウェブサイトをご覧になるか、運営管理機関のコールセンターにお問い合わせください。

◎ iDeCoの運営管理機関は、下記「iDeCo公式サイト」のとおりです。
以下リンク先で運営管理機関を検索いただくと、ウェブサイトや問合せ先の電話番号を確認できます。

[\[外部リンク\] iDeCo公式サイト 運営管理機関一覧](#)

◎ 具体的な加入手続きについても下記「iDeCo公式サイト」をご参照ください。

[\[外部リンク\] iDeCo公式サイト iDeCo（イデコ）をはじめるまでの4つのポイント](#)

資産形成に活用できる制度 イデコ(iDeCo)の仕組みとメリット

3. 制度の概要

(1) 対象者(制度に加入できる者)、拠出限度額等

実施主体	国民年金基金連合会
加入対象者	1. 国民年金第1号被保険者(自営業者等) ※農業者年金の被保険者、国民年金の保険料免除者を除く。 2. 国民年金第2号被保険者(厚生年金保険の被保険者) ※公務員や私立学校教職員共済制度の加入者を含む。 ※企業年金加入者においては、以下の全てにあてはまる場合に限る。 [1]iDeCoの掛金額が、企業型DCの事業主掛金額とDB等※1の他制度掛金相当額と合算して各月の拠出限度額を超えていない。 [2]掛金(企業型DC・iDeCo)が毎月拠出である。 [3]企業型DCの加入者掛金を拠出していない。 ※1 DB等とは、確定給付企業年金(DB)、厚生年金基金、石炭鉱業企業年金、私立学校教職員共済制度をいう。 3. 国民年金第3号被保険者(専業主婦(主夫)等) 4. 国民年金任意加入被保険者
掛金	加入者個人が拠出(「 iDeCo+ 」(イデコプラス・中小事業主掛金納付制度)を利用する場合は事業主も拠出可能)

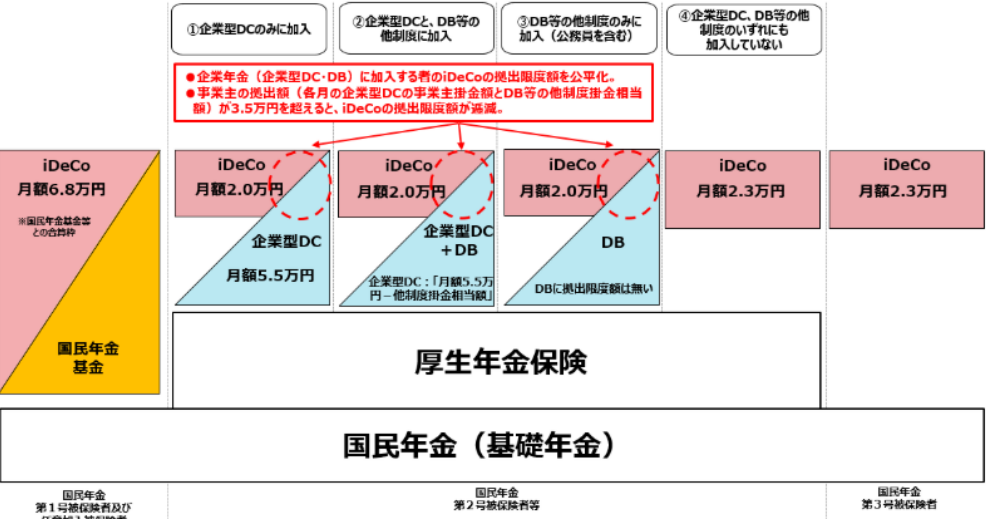
拠出限度額	1. 国民年金第1号被保険者(自営業者等): 68,000円/月 ※国民年金基金の掛金、または国民年金の付加保険料を納付している場合は、それらの額を控除した額 2. 国民年金第2号被保険者(厚生年金保険の被保険者) ■企業年金等(確定給付型の年金※1及び企業型DC)に加入していない場合(公務員を除く): 23,000円/月 ■企業年金等(確定給付型の年金(他制度)※1・企業型DCのみ)に加入している場合(公務員を含む): 20,000円/月 (ただし、企業型DCの事業主掛金額と他制度ごとの掛金相当額※2の合計額が55,000円の範囲内) ※1 確定給付型の年金(他制度)とは、確定給付企業年金(DB)、厚生年金基金、石炭鉱業年金基金、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合、私立学校教職員共済制度をいう。 ※2 企業型DCの事業主掛金額は、企業型DC加入者ウェブサイトに表示されている。確定給付企業年金(DB)、厚生年金基金の他制度掛金相当額は、各規約に記載され、加入者に周知されている。それ以外の他制度掛金相当額は告示で以下のとおり定められている。 国家公務員共済組合: 8,000円 地方公務員共済組合: 8,000円 私立学校教職員共済制度: 7,000円 石炭鉱業年金基金: 9,000円 3. 国民年金第3号被保険者(専業主婦(主夫)等): 23,000円/月 4. 国民年金任意加入被保険者: 68,000円/月 ※国民年金基金の掛金、または国民年金の付加保険料を納付している場合は、それらの額を控除した額
-------	---

iDeCoの概要 | 厚生労働省 - mhlw.go.jp 参照

資産形成に活用できる制度 イデコ (iDeCo) の仕組みとメリット

確定拠出年金の拠出限度額

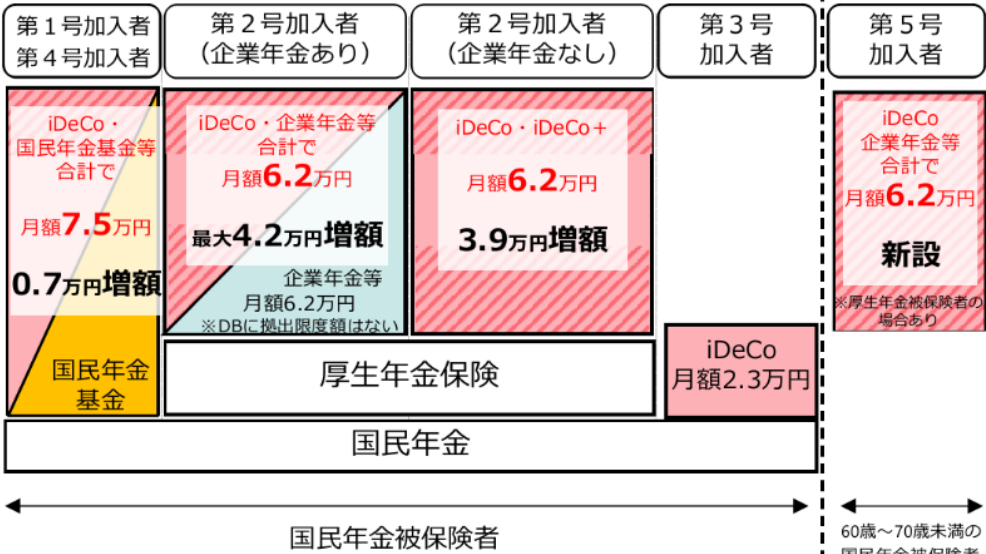
DB等の他制度掛金相当額の反映後（2024年12月1日～）



※ 1 企業型DCの拠出限度額は、月額5.5万円からDB等の他制度掛金相当額（仮想掛金額）を控除した額。他制度掛金相当額は、DB等の給付水準から企業型DCの事業主掛金に相当する額として算定したもので、複数の他制度に加入している場合は合計額。他制度には、DBのほか、厚生年金基金・私立学校教職員共済制度・石炭鉱業年金基金を含む。

※ 2 企業年金（企業型DC、DB等の他制度）の加入者は、月額2.0万円、かつ、事業主の拠出額（各月の企業型DCの事業主掛金とDB等の他制度掛金相当額）との合計が月額5.5万円の範囲内で、iDeCoの拠出が可能。公務員についても、同様に、月額2.0万円、かつ、共済掛金相当額との合計が月額5.5万円の範囲内で、iDeCoの拠出が可能。

DC拠出限度額（2026年12月1日～）



<iDeCoの加入対象者の区分>

- 第1号加入者：国民年金第1号被保険者（20歳以上60歳未満の自営業者とその家族、フリーランス、学生）
- 第2号加入者：国民年金第2号被保険者（会社員や公務員等の厚生年金保険の被保険者）
- 第3号加入者：国民年金第3号被保険者（国民年金第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者）
- 第4号加入者：国民年金任意加入被保険者（60歳以上65歳未満の者、または、20歳以上65歳未満の海外居住者で、国民年金の保険料の納付済期間が480月に達していない者）
- 第5号加入者：60歳以上70歳未満の国民年金被保険者以外の方で、iDeCoを活用した老後の資産形成を継続しようとする者（①iDeCo加入者、②iDeCo運用指図者、③企業年金からiDeCoに資産を移換する者 ①～③いずれかに該当する者であって、老齢基礎年金やDeCoの老齢給付金を受給していない者、マッチング拠出を実施していない者）

iDeCoの 確定拠出年金の拠出限度額 | 厚生労働省 参照

資産形成に活用できる制度 イデコ(iDeCo)の仕組みとメリット

(2) 運用

- 運営管理機関が選定・提示する運用商品（投資信託、保険商品、預貯金等）の中から、加入者等自身が商品を選んで運用します。
- 運営管理機関は、必ず3以上35以下の商品を選択肢として選定し、加入者等に提示することとなっています。
- 加入者等は、複数の運用商品を選ぶこともでき、運用の途中で運用商品を変更することもできます。

(3) 離転職時の年金資産の持ち運び（ポータビリティ）

企業型DC加入者が離転職により加入者の資格を喪失した場合は、企業型DCの資産をiDeCoに移換することができます。

また、iDeCo加入者等が企業型DC加入者となった場合は、iDeCoの資産を企業型DCに移換することができます。

詳しくは「iDeCo公式サイト」をご参照ください。

[「外部リンク」iDeCo公式サイト](#) [転職・退職された方へ](#)

資産形成に活用できる制度 イデコ(iDeCo)の仕組みとメリット

(4) 給付

	老齢給付金	障害給付金	死亡一時金	脱退一時金
給付	・ 5年以上20年以下の有期年金 ・ 一時金 ・ 一時金と年金の組み合わせ	・ 5年以上20年以下の有期年金 ・ 一時金 ・ 一時金と年金の組み合わせ	一時金	一時金
受給要件等	原則60歳に到達した場合に受給することができる (60歳時点で確定拠出年金の通算加入者等期間が10年に満たない場合は、支給開始年齢が段階的に引き延ばしになる) ・ 8年以上10年未満→61歳 ・ 6年以上8年未満→62歳 ・ 4年以上6年未満→63歳 ・ 2年以上4年未満→64歳 ・ 1月以上2年未満→65歳(※1)	75歳に到達する前に傷病によって一定以上の障害状態になった加入者等が、傷病の状態で一定期間(1年6ヶ月)を経過した場合に受給することができる	加入者等が死亡した場合に、その遺族が資産残高を受給することができる	一定の要件(※2)を満たした場合に受給することができる

退職所得控除
Or
公的年金等控除

非課税

死亡後3年以内
みなし相続財産
(500万円
×法定相続人数
まで非課税)

一時所得
(50万円控除)

※1 60歳以降に初めて確定拠出年金に加入する場合は、加入した日から5年経過した日以降に受給可能。

※2 iDeCoにおける脱退一時金は、個人型記録関連運営管理機関または国民年金基金連合会に請求することで受給できます。ただし、受給には以下の全ての要件に該当している必要があります。

[1] 60歳未満であること。

[2] 企業型DC加入者でないこと。

[3] iDeCoに加入できない者であること。

[4] 日本国籍を有する海外居住者(20歳以上60歳未満)でないこと。

[5] 障害給付金の受給権者でないこと。

[6] 企業型DC加入者及びiDeCo加入者として掛金を拠出した期間が5年以下であること、または、個人別管理資産額が25万円以下であること。

[7] 最後に企業型DC加入者又はiDeCo加入者の資格を喪失した日から起算して2年を経過していないこと。

注：上記[3]の「iDeCoに加入できない者」とは以下の者です。

・ 国民年金第1号被保険者であって、保険料の免除を申請している、または、生活保護法による生活扶助を受給していることにより国民年金保険料の納付を免除されている者

・ 日本国籍を有しない海外居住者

・ DB等の他制度に加入する者(企業型DCに加入する者を除く。)であって、5.5万円からDB等の他制度掛金相当額を控除した額がiDeCoの掛金の最低額を下回る方

注：上記[4]については、法令上の規定は「20歳以上65歳未満」ですが、脱退一時金を受給するためには

「[1] 60歳未満であること」にも該当する必要があるため、誤解を与えないよう当ウェブサイトでは「20歳以上60歳未満」と記載しています。

iDeCoの概要 | 厚生労働省 - mhlw.go.jp 参照

資産形成に活用できる制度 イデコ(iDeCo)の仕組みとメリット

(5) 税制

拠出時	非課税 ■ 加入者が拠出した掛金：全額所得控除（小規模企業共済等掛金控除） ■ iDeCo+ を利用し事業主が拠出した掛金：全額損金算入
運用時	■ 運用益：運用中は非課税 ■ 積立金：特別法人税課税（現在、課税は停止されています。）
給付時	■ 年金として受給：公的年金等控除 ■ 一時金として受給：退職所得控除

資産形成に活用できる制度 ニーサとイデコの違い



税の優遇範囲が広く老後資産形成に適したiDeCoと ライフプランに柔軟に対応するNISAとで 目的に応じた使い分けを

	iDeCo(イデコ) (個人型確定拠出年金)	NISA ※つみたて投資枠と成長投資枠は併用可能	
		つみたて投資枠	成長投資枠
対象者	原則 20 歳以上 65 歳未満 (公的年金被保険者)	18 歳以上 ²⁾	
拠出限度額	年間 24~81.6 万円 ¹⁾	年間 120 万円	年間 240 万円
		非課税保有限度額 1,800 万円 (うち成長投資枠は 1,200 万円) ³⁾	
投資可能商品	投資信託 保険商品 定期預金等	長期の積立・分散投資に適した 一定の投資信託	上場株式・投資信託等
購入方法	定期的・継続的に積み立てる	定期的・継続的に積み立てる	自由
受け取り	原則 60 歳以降に受け取り	引き出し可能	
税の優遇	・拠出時の所得控除により、毎年の所得税 や住民税が少なくなる ・受取り時の公的年金等控除・退職所得控 除により、支払う税金が少なくなる	—	
		運用益が非課税	

1) 国民年金のみに加入の自営業者等：68,000 円／月
会社員：企業年金無し 23,000 円／月、企業年金有り（公務員含む） 20,000 円／月
（企業年金加入状況により異なるので、詳細は勤務先にご確認ください）
専業主婦(主夫)等：23,000 円／月

2) 1 月 1 日時点で 18 歳以上の場合に NISA 口座を開設できる
3) 簿価換高方式で管理（枠の再利用が可能）

iDeCoの概要 | 厚生労働省 - mhlw.go.jp 参照